

消費者庁入札等監視委員会 第7回会議 議事概要

開催日及び場所	平成29年6月29日(木) 共用443会議室
委員	井手 秀樹 (慶應義塾大学名誉教授) 河村 小百合 (株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員) 竹内 啓博 (公認会計士)
議事	○消費者庁ウェブサイト改修業務 ○特定商取引法ガイドのウェブサイト刷新業務 ○平成28年度食品表示に関する消費者意向調査 ○機能性表示食品制度における臨床試験及び安全性の評価内容の実態把握の検証・調査事業 ○消費者の意識に関する調査 ○消費者庁LANに係るテレワーク用端末追加及びテレワーク用端末追加に伴う各種業務 ○その他

○案件詳細	
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：消費者庁ウェブサイト改修業務 契約相手：株式会社システムアルテ 契約金額：6,118,200円 契約日：平成28年11月11日 担当課：総務課広報室 説明内容：一般競争入札を実施し、複数者の応札があったものであり、落札率が低い案件。
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：特定商取引法ガイドのウェブサイト刷新業務 契約相手：システム・ワン株式会社 契約金額：27,000,000円 契約日：平成29年1月10日 担当課：取引対策課 説明内容：一般競争入札を実施したが、1者応札となったもの。
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：平成28年度食品表示に関する消費者意向調査 契約相手：株式会社アイデア・プロジェクト 契約金額：3,648,240円 契約日：平成28年11月21日 担当課：食品表示企画課

	<p>説明内容：一般競争入札を実施し、複数者の応札があったものであり、低価格入札となったもの。</p>
<p>【競争入札】 総合評価落札方式</p>	<p>契約件名：機能性表示食品制度における臨床試験及び安全性の評価内容の実態把握の検証・調査事業</p> <p>契約相手：みずほ情報総研株式会社</p> <p>契約金額：6,727,290円</p> <p>契約日：平成29年2月9日</p> <p>担当課：食品表示企画課</p> <p>説明内容：技術点と価格点の合計が最も高かった者と契約する総合評価落札方式を採用したものであるが、1者応札となったもの。</p>
<p>【随意契約】 不落随契</p>	<p>契約件名：消費者の意識に関する調査</p> <p>契約相手：株式会社ネオマーケティング</p> <p>契約金額：7,570,800円</p> <p>契約日：平成29年1月31日</p> <p>担当課：消費者調査課</p> <p>説明内容：入札の結果、予定価格の範囲内で収まらなかったため、交渉により随意契約を行ったもの。</p>
<p>【随意契約】 性質</p>	<p>契約件名：消費者庁 LAN に係るテレワーク用端末追加及びテレワーク用端末追加に伴う各種業務</p> <p>契約相手：伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、NTT ファイナンス株式会社</p> <p>契約金額：7,755,091円</p> <p>契約日：平成28年6月17日</p> <p>担当課：総務課情報システム担当</p> <p>説明内容：追加するテレワーク用端末について、既に使用している端末と同様の初期設定を安全・確実に実施するため、随意契約を行ったもの。</p>
<p>委員からの意見・ 質問 それに対する回答 等</p>	<p>別紙のとおり</p>

別紙

意見・質問	回答
1. 消費者庁ウェブサイト改修業務	
業務の成果に問題はなかったか。	契約書や仕様書の要件を満たしており、問題ない。
予定価格は公表するのか。	予定価格は公表しないが、落札率は公表している事業もある。継続案件の場合には、予定価格が類推される可能性があるため、公表していない。
2. 特定商取引法ガイドのウェブサイト刷新業務	
1者応札となった理由については、どのように考えているか。	理由は不明だが、本件は補正予算の事業であり、事業期間が短期間とならざるを得なかったことが考えられる。 3者から参考見積を提出していただき、適合証明書は2者から提出していただいたが、うち1者が不合格となったため、結果として、1者応札となったもの。
3. 平成28年度食品表示に関する消費者意向調査	
落札率が40%を切っているが、どのような理由が考えられるか。	理由は不明だが、参考見積は、社内でのスクリーニング前に提出されたものと思われる。経費はほとんど人件費であり、実際に入札を行う際には業者の持つモニターを活用する等でコストを削減したのではないかと考えられる。
仕様書に個人情報の管理に関する規定があるが、調査は不特定多数の者にアンケートしているのか。	基本的に、平成27年国勢調査の性別、年代、地域の比率を考慮することと、有効回答数が1万名以上とすることが条件となっている。
見積額と入札額で乖離が生じている。業務内容に幅が生じないように、仕様書で調査の質や要求水準を明確にする必要がある。調査方法や、仕様書で規定する調査客体からきちんと回答が得られているのか等についても、もう少し細かくチェックする必要があるのではないか。	次回の入札の際に検討したい。
4. 機能性表示食品制度における臨床試験及び安全性の評価内容の実態把握の検証・調査事業	

価格点はどのように算出しているのか。	価格点は、予定価格と入札価格の差を評価したものであり、価格点が低いということは差が少なかったということ。
事業期間が短い、事業の成果に問題はないか。	業者と連絡を密に取り、仕様書の内容を十分に検討していただき、取りまとめていただいた。限られた期間の中で成果を上げられたと考えている。
5. 消費者の意識に関する調査	
参考見積を依頼した3者のうち、2者が入札に不参加であったが、その理由については、どのように考えているか。	理由は不明だが、調査実施が可能と思われる3者から見積を徴取したが、うち2者については、入札時まで、調査を実施するための社内の体制整備が間に合わなかったのではないかと推察される。
契約業者の3回目の入札金額は、他者の1回目の入札金額よりも低かったので、随意契約したということか。	他者は郵送での入札だったため、2回目の入札は辞退となった。結果的に契約業者となった業者とは、3回目まで入札を行なったが、予定価格の範囲内とならなかったため、不落随契の交渉となった。
LINEでの調査は、うまく実施できたのか。	調査票の回収が早く、不適當な回答は除外し、取りまとめていただいた。調査結果については、白書にも活用させていただいている。
6. 消費者庁 LAN に係るテレワーク用端末追加及びテレワーク用端末追加に伴う各種業務	
消費者庁 LAN の契約業者と随意契約を締結することは理解できるが、見積金額のチェックはできているのか。	量販店やインターネットでの販売価格を調べ、一定のリース料率により計算した金額と比較し、見積金額が安価であることを確認している。
消費者庁 LAN 自体の契約業者が、今後変わることはあり得るのか。	消費者庁 LAN の次回の更新時には、改めて入札を行うため、現行の契約業者とは違う業者が落札することもあり得る。